

令和6年 第4回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招 集 期 日	令和6年4月25日（木）		開会 午後2時39分	閉会 午後3時28分
2 招 集 場 所	本庁舎 306会議室			
3 出席委員等	教 育 長	熊 野 充 利	教 育 代 理 長	青 沼 陽 一
	委 員	—	委 員	佐 藤 寛
	委 員	堀 智 恵 子	委 員	早 坂 正 年
4 欠 席 委 員	若見朝子委員			
5 傍 聴 者	なし			
6 事務局職員出席者	教 育 部 長	伊 藤 文 子	教 育 部 参 事	菅 原 栄 治
	参事兼教育総務課長兼室長	平 地 久 悦	学 校 教 育 課 長	大 場 宏 昭
	参事兼生涯学習課長兼室長兼館長	古 内 康 悦	文 化 財 課 長	高 橋 誠 明
	地域交流センター長	高 橋 和 広	図 書 館 長	横 山 一 也
	学 校 教 育 課 副 参 事	千 葉 弘 昭		
7 書 記	教 育 総 務 課 長 補 佐	菊 池 勝 行	教 育 総 務 課 長 兼 係 長	高 橋 香
8 議 事	専決処分報告	大崎市学校給食運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について		
	専決処分報告	大崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分について		
	専決処分報告	大崎市スポーツ推進委員の委嘱に関する専決処分について		
	専決処分報告	大崎市青少年センター運営協議会委員の委嘱に関する専決処分について		
	専決処分報告	大崎市図書館協議会委員の委嘱に関する専決処分について		
	(追加議案) 専決処分報告	大崎市学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱に関する専決処分について		
	議案第14号	大崎市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則		
	議案第15号	大崎市次世代型校務支援システム構築業務公募型プロポーザル審査委員会設置規則		
	議案第16号	大崎市鹿島台学童農園利活用検討委員会設置規則		
	議案第17号	人事案件について		
	議案第18号	人事案件について（公民館地域運営推進室）		
	議案第19号	人事案件について（学校部活動地域移行推進室）		

教育長	ただいまから、令和6年第4回大崎市教育委員会定例会を開催いたします。 出席委員定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。これより会議を開きます。
教育長	はじめに、令和6年第3回定例会の会議録の承認を求めます。 内容について、ご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） ご異議ないものと認め、会議録を承認いたします。
教育長	ご報告いたします。 若見 朝子（わかみ ともこ）委員から、欠席する旨の届け出がありました。
教育長	次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。 堀 委員，お願いいたします。
教育長	本日の教育委員会定例会への傍聴者については、おられないことを報告いたします。
教育長	続いて、私から教育長報告をさせていただきます。 今年の冬は、例年にも増して雪の少ない温暖な日が続きました。3月に入り一時的に寒の戻りがあったものの、学校の入学式を待ちわびたかのように桜が一斉に開花し、新年度の始まりを告げるにふさわしい、まさに「春」を感じる瞬間でありました。 私たちの業務に目を向けますと、県教職員及び市職員の4月1日付人事異動も、無事赴任が完了し、生涯学習・生涯スポーツも含め、各施設及び関連団体におきましても、順調に令和6年度が始まったところです。 それでは、まず初めに、始業式、入学式・入園式について、ご報告いたします。 幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校の全てにおいて無事執り行われました。 子どもたちも、それを見守る保護者の皆様も希望にあふれる素晴らしい式となったのではないかと思います。

教育委員の皆様にもご多忙の中、ご出席いただきましたこと、この場をお借りいたしまして、あらためて御礼申し上げます。

私も、古川第五小学校と古川南中学校の入学式に参列いたしました。小学校では、新一年生がこれから始まる学校での生活に目をキラキラと輝かせ、校長先生が話す一言一言に、時おり返事をする場面も見られ、しっかりと耳を傾け、聞く様子がとても印象的でありました。

また、中学校では、少し大きめの制服に身を包んだ新入生が緊張しながらも、凛とした表情でいる様子が非常に感慨深く、保護者の皆さんの喜びもひとしおであったことと思います。

次に、学校行事についてですが、中総体や各種コンクール、修学旅行などの行事におきまして、昨年までは、新型コロナウイルス感染症の5類移行後も、感染拡大に少なからず影響を受けながらの開催であったものと感じております。

今年は、そのような不安がなく、無事に開催できることを願いながら、児童生徒一人ひとりの成長につながる学習や活動機会の場をしっかりと確保していきたいと考えております。

そして明るいニュースを二つほど先に申し上げます。

一つは、図書館の取り組みが評価されまして、子供の読書活動優秀実践図書館として文部科学大臣から表彰されました。

さきの4月23日に東京で授賞式がありまして、私と横山図書館長が出席して参りました。今後も様々なご努力をしながら弾みをつけていきたいと考えております。

またもう一つは、鹿島台家庭教育支援チーム「まあま」というチームがありまして、特色ある優れた活動が評価され、2月9日に文部科学大臣より表彰を受けました。今後ますますの活躍を期待するところであります。

次に、本市における休日の部活動地域移行の推進についてご報告いたします。

本年4月に、本市における地域移行の方針を定めた大崎市休日部活動地域移行推進計画を策定いたしました。また、今年度は、学校部活動地域移行推進室へコーディネーター1名を採用し、学校や地域関係団等との更なる連携強化を図るとともに、今年度から実施するモデル事業を通じ検証を重ね、令和8年度からの完全移行の実現を目指し進めてまいります。

次に、地域交流センターの利用状況についてご報告いたします。

「学び」、「集い」、「交流」の拠点施設として令和4年4月に開所した、地域交流センター「あすも」でございますが、令和5年度における施設の利用状況は、延べ5,864回の利用があり、75,377人の方々にご利用いただきました。

令和4年度と比較すると、利用回数で1.13%、利用人数で1.06%の増となりました。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことにより、サークル活動の機会が増加したことや、「みんなのロビーコンサート」などの自主事業の定着、活動団体の成果発表の場として開催した「第1回あすもまつり」などが要因と考えられます。

その中でも、令和4年7月より毎月11日の「いい音楽の日」に開催している「みんなのロビーコンサート」は、毎回多くの皆様にご来場いただき好評を得ております。手探りで始めた事業ではございますが、回を追うごとに来場者も増え、定着してきたものと実感しております。令和5年度は音楽だけにとどまらず、和装のファッションショーや、県外在住のヴァイオリニストからの申し込みなどもあり、バラエティ豊かに実施をすることができました。令和6年度においては、毎月の出演枠はすでに埋まっておりますが、なお、出演希望のご相談をいただいておりますので、回数を増やすなど、より多くの機会を提供できるよう開催してまいります。

大崎市の「学び」、「集い」、「交流」の拠点施設であることを念頭に、市民皆様のさまざまな活動に利用が図られ、中心市街地である七日町周辺に人の流れを呼び込み、ひいては、地域の活性化に貢献できるよう、引き続き柔軟な事業運営、施設運営に努めてまいります。

最後に次に、4月14日に旧有備館および庭園で開催しました「春の有備館伝統芸能祭」について、ご報告いたします。

桜が満開に咲き誇る春の有備館において、岩出山大蔵流謡曲(いわでやま おおくらりゅう ようきょく)、喜多流仕舞(きたりゅう しまい)、上野目神楽鶏舞(かみのめかぐら とりまい)、真山神楽(まやまかぐら)など、地域に伝わる伝統芸能のお披露目が行われました。

市内外から293人の来館者があり、大いに賑わいをみせたところでした。

最後に、去る4月18日・19日に、大崎市を会場として、東北七十七市の教育長をもって組織する「東北都市教育長協議会」の定期総会及び研修会を開催しました。

1日目は、総会、教育の諸問題に対する情報交換と、仙台育英学園高等学校硬式野球部監督である須江航(すえ わたる)様をお招きしご講演いただきました。

2日目は、旧有備館及び庭園、ジビエ食肉処理加工施設である旧真山小学校、そして義務教育学校として開設した古川西小中学校を視察いたしました。

	この二日間を通じ、活発な議論や意見交換がなされ、共通的な課題はどこの市でも同じなんだなということを考えさせられたところがございますし、なお、東北都市の相互連携が図られ、盛会に終えることができました。担当地域として教育委員会内部の職員にも大変なご苦労をおかけしたことを報告させていただき、私の報告に代えさせていただきます。 以上で教育長報告を終わります。
教育長	ただいまの教育長報告について、何かご質問はございませんでしょうか。
青沼委員	はい。一点だけお願いします。入学式に皆さんもお出になったと思いますが、胸を弾ませて入ってくる子供たちなんですが、学校によって指名点呼、これは共通なのかと。指名点呼がなかった学校もあるということですが、この辺りは学校長に任せているのか、今後どうするのか後ほど結構ですから全部調べると言いませんからその辺を共通にするかしないのかだけはある程度の線があった方がいいのかなと思いました。
教育長	特に教育委員会で点呼に対して共通認識をとっていくということはございません。学校ごとの決め方でやっていますが、様々な経過はあるようですが、私が行った学校では、担任の先生がクラスの前に行って、点呼っていうときには、「担任の誰です。1年1組の皆さん」と言うと1人1人、皆さんが「はい」と返事していました。そういう学校もありました。むしろみんなが一緒に返事したのも、和やかさはあるのかな。一緒にみんなが立つんでね。 ということもあるので、その辺りはまた他の学校の情報も聞きながら、教育委員会ではしっかりと把握はしておきたいと思っております。
教育長	他にございませんか。それでは、他に質疑がないものと認め、教育長報告につきましては、以上とさせていただきます。
教育長	次に、専決処分報告を行います。 はじめに、「大崎市学校給食運営審議会委員の委嘱に関する専決処分について」の報告をお願いします。 教育総務課長 報告願います。
教育総務課長	はい。1ページ目をお開きいただければと思います。教育総務課所管分の学校給食運営審議会委員の委嘱に関する専決処分でございます。

	こちらは、学校給食運営審議会へ大崎保健所の方、各市内小中学校長会、そして PTA 連絡協議会の方から計15人で構成されている諮問機関でございます。 そして今般春の学校関係者の人事異動に伴いまして、このお三方について新たに4月1日より委員の委嘱を専決処分したところでございます。 本田先生につきましては敷玉小学校の校長先生、そして平塚先生、伊藤先生につきましては、各学校の栄養士さんを今回学校給食運営委員として委嘱し、専決処分したところでございます。 こちらの任期につきましては令和6年9月30日ということでございます。 今期の審議会委員の任期が9月30日で全て皆委員の委嘱がございましてのでよろしく願いしまでございます。 私からのご報告は以上でございます。
教育長	はい。ありがとうございます。ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。 (なし)
教育長	ないようですので、この件については以上とさせていただきます。
教育長	次に、「大崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分について」の報告をお願いします。
生涯学習課長	生涯学習課長 報告願います。 はい。それでは、私から大崎市社会教育委員の委嘱につきまして、専決処分いたしましたのでご報告させていただきます。 社会教育委員の推薦母体であります、大崎市内 小・中学校校長会の、付帯役職の分担替えにより、今月1日から、残任期間である、本年5月31日までの間、委員を委嘱するものであります。 今回は、教職員の人事異動に伴う委嘱となり、古川北中学校校長の後藤玄先生に、新たにご委嘱するものであります。 私からは以上です。
教育長	ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。 (なし)
教育長	ないようですので、この件については以上とさせていただきます。

教育長 生涯学習課長	続きまして、「大崎市スポーツ推進委員の委嘱に関する専決処分について」の報告をお願いします。 生涯学習課長 報告願います。
	はい。「大崎市スポーツ推進委員」の委嘱について、専決処分をいたしましたのでご報告いたします。議案書3ページをご覧ください。 大崎市スポーツ推進委員につきましては、前回定例会においてご審議いただきましたが、既に4月1日付けで、令和8年3月31日までを任期として、81名の方にご委嘱申し上げ、各地域または市主催による各種スポーツ大会等でご活躍をいただいております。 前回の定例会以降、松山公民館長より、委員候補者の推薦がございましたので、「大崎市スポーツ推進委員に関する規則第4条」により、同ページに記載しております、大崎市松山地域在住の、井上さつきさんと、三澤理絵さんを、新たに委員に委嘱したものです。 任期は、「令和6年4月1日から令和8年3月31日まで」の期間となります。私からは以上でございます。
教育長	ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。 (なし)
教育長	ないようですので、この件については以上とさせていただきます。
教育長 生涯学習課長	続きまして、「大崎市青少年センター運営協議会委員の委嘱に関する専決処分について」の報告をお願いします。 生涯学習課長 報告願います。 はい。4ページの大崎市青少年センター運営協議会委員の委嘱について専決処分をしましたので報告いたします。 大崎市青少年センター運営協議会につきましては、青少年の健全育成及び非行防止に関し、総合的かつ効果的に推進するため、青少年センター条例第5条の規定に基づき運営委員会を設置しております。 一昨年6月1日から2年の任期中ですが、古川警察署、並びに大崎市社会福祉課の二つの推薦母体での異動がありましたので、佐々木堅吾さんと佐々木康之さんの2名を残任期間委嘱させていただきました。 以上、ご報告いたします。

教育長	ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。 (なし)
教育長	ないようですので、この件については以上とさせていただきます。
教育長	次に、「大崎市図書館協議会委員の委嘱に関する専決処分について」の報告をお願いします。 図書館長 報告願います。
図書館長	資料5ページをお開きください。大崎市図書館協議会委員の委嘱につきまして専決処分をいたしましたので報告いたします。 大崎市図書館協議会は、大崎市図書館条例第13条の規定に基づき、図書館の運営に関し、諮問機関として設置しており、現在は令和5年6月1日から令和6年5月31日までの2年間の任期により11名の方々に委員を委嘱しております。 令和6年4月1日付けの教職員の人事異動により、委員名に変更が生じたので、その方の残任期間の委員として、推薦母体である大崎市小中学校校長会から推薦のあった古川西小中学校の猪股徳幸先生に委員を委嘱いたしました。任期につきましては令和6年4月1日から令和6年5月31日までとなります。以上報告いたします。
教育長	はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。 (なし)
教育長	ないようですので、この件については以上とさせていただきます。
教育長	次に、専決処分報告の追加となります。 「大崎市学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱に関する専決処分について」の報告をお願いします。 生涯学習課長 報告願います。
生涯学習課長	はい。大崎市学校部活動地域移行推進協議会委員の委嘱に関する専決処分を行いましたのでご報告させていただきます。

教育長 教育長	こちらは令和6年4月1日から令和7年の9月30日までの間、推薦母体であります各小中学校校長会の方から推薦のありました三浦了二先生、沼部小学校の校長先生になりますけども、付帯職員のですね役職替えによりまして専決処分させていただくものです。 ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。 (なし) ないようですので、この件については以上とさせていただきます。
教育長 学校教育課長 教育長	次に、日程第1 議案第14号 「大崎市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則」についてを議題といたします。 学校教育課長 説明願います。 はい。私からご説明いたします。それでは、6ページをお開きください。議案第14号、大崎市児童生徒就学援助規則の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。 改めまして改正の様式等を添付した形で追加資料とさせていただきます。改めまして改正の様式等を添付した形で追加資料とさせていただきます。 就学援助に係る今回の主な改正点につきましては、国の就学援助費の基準を参考に規定しております。市の就学援助規則の別表中、校外活動費の合宿に係る支給品目のうち、援助範囲の項目に必要な文言を加え、対象範囲を明確にするとともに、中学校の修学旅行費の支給額につきまして昨今の価格高騰経費負担等の影響等を踏まえた実勢に合わせた限度額に改めている他に、国の補助限度額の変更に伴います 新入学児童生徒の学用品費等の支給額の改正を行っております。またマイナンバー登録時のガイドライン作成に伴いまして必要となる同意書様式の追加等の改正を行っているものでございます。 以上、議案第14号の提案説明といたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。 ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。 (なし)

教育長	質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
教育長	次に、日程第2 議案第15号「大崎市次世代型校務支援システム構築業務公募型プロポーザル審査委員会設置規則」についてを議題といたします。
学校教育課長	学校教育課長 説明願います。 はい。それでは11ページをお開きください。 今回の規則の提案につきましては今年度大崎市内小中義務教育学校を対象に導入を予定しております次世代型校務支援システムを導入に関しまして、事業者選定を行うにあたりまして、審査を公平かつ客観的に行うこと、また事業目的に最も合致した企業力企画力と事業の確実性、これらが認められること、さらには、児童生徒の学習記録、これらを初めとする様々な情報等のデータ連携を初めとした専門的な観点から総合的に勘案評価する必要性がございます。 このことから大崎市次世代型校務支援システム構築業務、公募型プロポーザル審査委員会を新たに設置し選定を進めているものでございます。 以上議案第15号の提案説明といたしますのでご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
教育長	はい。ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。
早坂委員	今回のシステムの審査にあたり、教育的な観点も必要なんですけれども、システム開発的な観点での判断も必要ありますので、ぜひ審査委員の方には教育とは関係ない、本当にシステムに詳しい方を置くとか、あと第三者からアドバイスをいただく、意見をいただくっていう形で、やっぱり慎重な判断をしていただくといいかなというふうに思います。 非常に複雑なシステムになると思いますので、その辺りの決定プロセスだけは必ず専門家の方に意見をヒアリングするとか入れていただければいいかなというふうに思いました。
教育長	はい。ありがとうございます。ぜひ参考にさせていただき進めて参りたいと思います。 他にございませんか。それでは早坂委員の意見を参考にしながら慎重に取り組んでまいります。 原案の通り決定とさせていただきます。ありがとうございます。

教育長	次に、日程第3 議案第16号 「大崎市鹿島台学童農園利活用検討委員会設置規則」についてを議題といたします。 鹿島台公民館長 説明願います。
公民館長	はい。ご説明の前に訂正をお願いしたいと思います。 議案第16号、議案書13ページ、第4条第2項、「前項の規定に関わらず、前条第2項1号から8号までに」となっているところを第4条第2項、「前条の規定に関わらず、前条第2項1号から7号までに」と訂正するとともにお詫び申し上げます。 では、ご説明申し上げます。 今回の規則制定につきまして、大崎市鹿島台学童農園は昭和55年に開園以来、市内外から来園者を受け入れておりますが、近年は老朽化が顕著となり、設備器械等の故障など施設運営に支障が生じる場合も多くなっております。現在の諸課題を踏まえ、学識経験者や地域の各分野の方から意見を聴取し、今後の利活用を検討する必要があるため、規則を制定するものであります。 以上、議案第16号の提案説明いたしますが、ご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。
教育長	ただいまの説明に対し、何かお聞きしたいことがあればお出し願います。
堀委員	この鹿島台学童農園なんですが、昭和55年からとなると、大崎市が合併する前からあるというふうに思ったんですけども私自身があまり鹿島台を詳しくないせいか、どういった施設なのか、それからそれをどのように運営していかれるのか、あるいは運営するにあたって、こういった時代ですの で、どのぐらいの経費を見込んだりとか、そういったところまで検討しなければいけないんじゃないのかなというふうに思いました。 まずもって、ここに挙げる委員を10人あげる中でやりがちなことは鹿島台の中だけで選んでしまうっていう。そうではなく、広く他の視点も入れることでもっとより良い方向に話し合いができたらいかなというふうに思いました。
公民館長	はい。今堀委員のご意見ですが、学童農園の位置が奥まったところでありまして、上の方にログハウス風の建物がありまして、斜面を降りて下の方に農園が広がってるっていうところでございます。

	運営に関しましては、古川から保育園の園児も来ていただいていますし、地元の小学校、中学校、保育園、あと隣の松山の方からも保育園児も来て、さつまいも植え、ジャガイモ植え、その他農業体験をして春に野菜を植えて、秋に収穫して、一緒に、例えば石焼き芋を作って食べるというような活動で使っていただいて学校事業として使っていただいています。 その他に中学校、高校とかの合宿とか、あとは最近だと大崎観光公社を通しまして武蔵野大学の大学生の方とかに、宿泊できてもらっています。 令和4年になりますけれど、利用者人数は2800人で、内訳は施設の利用者が1900人、宿泊関係が日帰りも含めて800人という形になっておりまして、全部で費用的には700万ほどかけております。 実際、宿泊とかの手数料では50万ほどの収入があるということですが、やはり収入よりも支出が多いというところが問題になっております。 あと先ほどお話を受けた委員にはこのような中身でということですが、どうしてもやはり鹿島台地域の方が多くなることもあります。そこは委員のご意見をお伺いしながら、委員の選定とか、あとはやはり年代的に若い方を中心に選んで対応していきたいかなと考えております。
教育長	はい。よろしいでしょうか。 それでは、検討委員を置くということは大切なことだという認識ですけど、委員には鹿島台だけでなく、他の地域の方々も、委員の中に入れて幅広くご意見を頂戴するということをお忘れいただければと思います。 そのことも踏まえまして、設置規則についてはご異議なしと認めてよろしいでしょうか。はい。それでは原案の通り決定させていただきます。
教育長	次に、日程第4、第5、第6 議案第17号及び第18号、19号「人事案件について」を議題といたします。
青沼委員	発議。
教育長	発議がございましたので、認めます。 青沼委員。
青沼委員	人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、議案第17号及び第18号、19号を秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。
教育長	お諮りいたします。 議案第17号及び第18号、19号を秘密会とすることにご異議ございませんか。

教育長	(異議なしの声) ご異議なしと認め、議案第 17 号及び第 18 号、19 号を秘密会といたします。 教育部長，菅原教育部参事，平地参事，古内参事を除き，そのほかの方々のご退室願います。 暫時休憩します。 (秘密会) (退出者入場後，再開) それでは，再開いたします。本日の議事案件につきまして は以上となりますが委員の皆さんから他に何かあればお願い いたします。
教育長	本日の議事案件については以上となりますが，委員の皆さんから，ほかに何かございますか。 (なしの声)
教育長	ないようですので，以上で本日の教育委員会定例会を終了 いたします。
	この会議録の作成者は次のとおりである。 教育総務課 総務担当 主幹兼係長 高橋 香 上記記録の正確なることを認め，ここに署名する。 令和 年 月 日 _____ 教 育 長 _____ 署名委員